

2・4 バラスト水排出規制

1. バラスト水管理条約関連

2004 年 2 月に国際海事機関(IMO)で採択されたバラスト水管理条約は、船舶から排出されるバラスト水中に含まれるプランクトンやバクテリアなどの生存数を制限する排出基準(D2 基準)が規定されており、当該基準を満足するためにはバラスト水管理装置(BWMS)の搭載が必要となる。2016 年 9 月 8 日にフィンランドが条約を批准したことにより、批准国が 52 か国、合計船腹量が世界船腹量の 35.14%となり条約の発効要件を充足、採択から 13 年を経て、2017 年 9 月 8 日に条約が発効した。

その後、2017 年 7 月の MEPC71 において、BWMS 搭載期限見直しに関する条約改正、バラスト排出基準超過時の緊急対応、バラスト水交換の実施免除、条約導入期の経験蓄積期間(Experience Building Phase:EBP)、G8 ガイドライン「バラスト水処理装置の承認のためのコード(Code for approval of Ballast Water Management systems : BWMS Code)」が承認された。

2. MEPC73審議結果

(1) バラスト水処理装置の性能確認

2017 年に開催された IMO 第 30 回総会(Assembly 30)にて、条約検査の検査項目を明記した HSSC 検査ガイドラインに BWM 条約暫定検査ガイドライン(BWM.2/Circ.7)を取り入れる改正が採択された(A.1120(30))。この改正により、バラスト水管理条約の初回検査において、バラスト水処理装置(BWMS)の性能確認のためにバラスト水のサンプリング分析を含めた搭載時の試験を行うことが規定された。この規定について MEPC 72 では、根拠となる条約要件が存在せず、サンプリング分析の試験手順が確立されていない旨の指摘があり、サンプリング分析手順を策定する方針が合意された。

今回の審議で、バラスト水処理装置の搭載時におけるサンプリング分析の手順をまとめた指針を BWM.2 サーキュラーとして発行することが合意された。

(2) 恒久的バラスト水の管理

バラスト水管理条約では、排出することの無い封密タンクに保持する恒久的バラスト水は条約の適用外とされている。この規定に関し、運行中はフランジ等を用いて絶縁し、修繕時のみバラスト水の入れ替えを行うバラストタンクの扱いについて、適用を明確化すべきとの提案があり、汚染防止・対応小委員会(PPR 小委員会)にて本件を明確化する統一解釈を検討することが合意された。

(3) システム設計制限(SDL)

2020 年 10 月 28 日以降に搭載されるバラスト水処理装置は、MEPC 72 にて採択された BWMS コード(MEPC.300(72))に適合する必要がある。この承認基準では、バラスト水処理装置が正常に機能する水質や運転条件などのシステム設計制限(system design limitations, SDL)を明確に指定し、SDL の範囲内で運転する手段を講じる事が規定されており、SDL の指定や運転状態を監視するための手順を示す指針を BWM.2 サーキュラーとして発行することが合意された。

3. バラスト水処理装置の承認

MEPC68 以降、最現行 G8 ガイドラインに従って主管庁による型式承認を取得し、実際に船舶に搭載可能な装置の数は、活性物質を用いない装置も含め 96 件となった。